

個人事業用・(法人格のない)団体の預金口座を開設されるお客さまへ

令和5年7月

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。国内においても預金口座を悪用した詐欺や不法な商行為などの金融犯罪が発生していることを踏まえ、当金庫では、預金口座を開設していただく際には、犯罪収益移転防止法で求められている取引時確認に加えて、下記の書類等をお持ちいただいたうえで、事業内容や団体の活動内容等についてお尋ねさせていただくなど、口座開設にかかる審査を行っております。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

確認させていただく主な書類等

必ず原本をご提出ください。ご提出いただいた書類はコピー（写し）をとらせていただきます。

個人 事業者	<ul style="list-style-type: none">➤ 顔写真付き公的な本人確認書類➤ 確定申告書（税務署受付印のあるもの） 開業後1年以内で確定申告未済の場合、税務署への開業届➤ 事業内容がわかる資料➤ 屋号が確認できる書類（国税・地方税の領収書、公共料金の領収書 等）➤ （許認可・届出が必要な事業）事業の許認可証、登録通知書等
(法人格 のない) 団体	<ul style="list-style-type: none">➤ 規約・定款➤ 総会議事録➤ 直近の収支（会計）報告、予算計画書（設立間もない団体）➤ 役員名簿➤ 活動内容がわかる資料➤ 代表者さま、来店者さまの公的な本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） <p>※その他の書類等をお願いする場合がございます。</p>

“人格なき社团”の下記要件を満たさない団体（親睦会・サークル）などの口座開設はお受けできません。

- 団体としての組織を備えていること
- 多数決の原則が行われていること
- 構成員の変更ににかかわらず団体そのものが存続していること
- その組織において代表の選出方法、総会の運営、財産の管理など、団体としての主要な点が確定していること

【ご留意事項】

- お申込みから口座開設まで1週間程度かかる場合がございます。
- 必要に応じて、追加の確認資料のご提示をお願いする場合がございます。
- ご提示いただいた資料のコピーはお返しいたしません。
- 書面での資料をご提出いただけない場合や、審査の結果、お申し出にお応えできない場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようをお願い申し上げます。

以上